

社会福祉法人南光社会福祉事業協会

評議員・理事・監事・嘱託委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人南光社会福祉事業協会の評議員、理事(理事長を含む。)、監事並びに嘱託委員等(外部委員・第三者委員等)の報酬、旅費の支給について必要な事項を定める。

- 2 この規則による報酬とは、理事長の命又は通知により出席する理事会、評議員会、監事監査並びに委員会等(以下「理事会」という。)への報酬並びに法人本部より出張する場合の報酬をいう。

(報酬の支給)

第2条 理事会等への出席に伴う報酬を支給する。

- 2 報酬手取総額(年度毎)は次のとおりとする。

	支 給 総 額
評 議 員	5,400 円(1 開催)×8 回(年)×7 名(定数)=302,400 円
理 事	5,400 円(1 開催)×8 回(年)×6 名(定数)=259,200 円
監 事	5,400 円(1 開催)×10 回(年)×2 名(定数)=108,000 円
嘱託委員等	5,400 円(1 開催)×3 回(年)×2 名(定数)=32,400 円

なお、給与所得源泉徴収税額表に改定が行われた場合に限り、評議員会並びに理事会の承認にて改正する。

- 3 評議員・理事・監事・嘱託委員等に対する報酬は、各年度の総額を上記のとおり算定し、その総額を超えない範囲で支給する。
- 4 理事会等への出席に伴う旅費については、社会福祉法人南光社会福祉事業協会旅費規程に準じて支給する。
- 5 法人本部より出張する場合については、社会福祉法人南光社会福祉事業協会旅費規程に準じて支給する。